

今週のテーマ

1. 一週間のまとめ

(1) 与党陣営の動き

～在ベネ垂大使館でクーデター画策?～

..... 1p

(2) 野党陣営の動き

～投票証人の規則変更を批判～

..... 2p

(3) 外国の動き

～国連 4人の選挙専門家を派遣～

..... 3p

(4) 今週、来週の主なイベント

..... 4p

(5) 債券の元利不払い状況

..... 5p

2. 政権交代後に起こり得る

国会との衝突

..... 6p

債券指標の動き

3. ベネズエラ債券・経済指標の増減

..... 10p

カントリーリスク分析



(写真) マリア・コリナ・マチャド氏 X “大統領選まで28日”
“対立激化の緊張はらみつつ選挙キャンペーンすすむ”

一週間のまとめ (2024年6月23日～6月29日)

(1) 与党陣営の動き ～在ベネ垂大使館でクーデター画策?～

6月27日 ホルヘ・ロドリゲス国会議長は、在ベネズエラ・アルゼンチン大使館が保護している Magalli Meda 氏、Humberto Villalobos 氏らがクーデターを画策していると訴えた。

Magalli Meda 氏、Humberto Villalobos 氏は、マリア・コリナ・マチャド氏 (以下 MCM) の政党「Vente Venezuela」の党員。

24年3月 タレク・ウィリアム・サアブ検事総長は、マドゥロ政権に対する国内外の風当たりを強くするため、Magalli Meda 氏、Humberto Villalobos 氏らが意図的に騒動を作り上げるよう命じたと主張。その主張の証拠とされる Vente Venezuela 党員の証言を公開していた ([「ベネズエラ・トゥデイ No.1040」](#))。

POINT

マドゥロ政権 在ベ

ネ・亜大使館で野党関

係者がクーデターを画

策していると批判。

野党 マドゥロ政権に

よる野党関係者への迫

害を批判。

CNE 証人メンバーの

選定規則を変更。

証人は当該投票場で投

票する人でなければな

らない。

また、この証言などを理由として Magalli Meda 氏、Humberto Villalobos 氏ら 7 名に指名手配をかけていたが、指名手配を受けた人の多くは在ベネズエラ・アルゼンチン大使館に保護を求め、現在もかくまわれている。

その彼らがアルゼンチン大使館内で引き続き選挙に向けて混乱を引き起こすための計画を進めているというのがロドリゲス議長の主張である。

ロドリゲス議長によると、Magalli Meda 氏らは選挙当日に投票場にバイクに乗った武装勢力を送り込み、選挙環境を悪化させようとしているという。なお、ロドリゲス議長は「証拠を持っている」と述べているが、肝心の証拠は公開されていない。

一方、MCM 氏は「2024 年に入ってから 37 名が逮捕された。そのうちの 20 人はゴンサレス候補の選挙対策グループに直接関係した人物」「マドゥロ政権は選挙活動を犯罪と認識している」と指摘し、マドゥロ政権による迫害を批判している。

なお、前号「[カントリーリスクレポート No.361](#)」にて、「選挙管理委員会 (CNE)」が大統領選に出馬している候補者 10 名に「2024 年 7 月 28 日の大統領選の結果を認識する合意」という合意書への署名を求めたが、ゴンサレス候補とエンリケ・マルケス候補の 2 名が署名を拒んだとの話を紹介した。

署名を拒んだことを受けて、2 名の大統領選出馬が危ぶまれていたが、少なくとも今週はマドゥロ政権も CNE も特段のリアクションはしていない。

(2) 野党陣営の動き ～投票証人の規則変更を批判～

CNE は、投票会場の証人メンバーの選定規則の修正を発表した。

「証人」とは、大統領選に出馬している政党が投票場に派遣することが出来る人物で、選挙プロセスが不正なく行われているかを監視する役割を担っている。また、投票終了後にランダムで投票箱を開票し、その投票箱の票数と電子集計の結果を照合することで、集計に不正がないかを確認する重要な役割を担っている。

POINT

今回の規則変更により、野党は証人メンバーの選び直しを余儀なくされる。

国連 4人の選挙専門家
家をベネズエラに派遣
すると発表。

国連・カーターセンタ
ーは大統領選に監視団
を派遣。

CNEは、この証人の選定規則を修正。

「各政党は、当該投票場で投票する人物の中から証人メンバーを選定しなければいけない」との条件を追加した。

ゴンサレス候補を出馬させた「野党統一連合（MUD）」は、「既に92%の証人メンバーを選定した」と述べていたが、今回の規則変更により証人メンバーを大きく変更することが余儀なくされる。

選挙専門家によると、「選び直す時間的な猶予はある」とのことで、選び直すことは可能だろうが、限られた時間の中で他の準備に手が回らなくなる部分はあるだろう。

（3）外国の動き ～国連 4人の選挙専門家を派遣～

6月25日 国連は、ベネズエラの大統領選に4人の選挙専門家を派遣すると発表した。

今回の発表に先立ち米国の非営利団体「カーターセンター」も選挙監視団を派遣すると発表しており、バルバドス合意の約束事の1つになっていた「カーターセンター」と「国連選挙専門家パネル」の監視団派遣は守られることになりそうだ（[「ウィークリーレポート No.360」](#)）。

ただし、EUがマドゥロ政権への制裁を解除していないことを理由に「EU選挙監視団」はCNEに招待を取り消されており、派遣できないことになっている。

ベネズエラの大統領選は、様々な問題を抱えつつも現時点では「野党が選挙から離脱する」あるいは「マドゥロ政権が野党候補者の出馬権を完全にはく奪する」という状況には至っていない。

米務省のブライアン・ニコルズ次官（西半球問題担当）は、6月27日時点のインタビューで「我々はベネズエラの大統領選プロセスを注意深く見守っている」「ゴンサレス候補が大統領選の出馬を維持できることを望んでおり、国際監視団の下で競争性のある選挙が実現することを期待している」とコメント。

現在のところ、ベネズエラの大統領選に過度な介入をしない姿勢を示している。

(4) 今週、来週の主なイベント

6月24日 カラカスにて、コロンビア政府とコロンビア系ゲリラ「Segunda Marquetalia」の和平交渉が始まった（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1081](#)」）。

「Segunda Marquetalia」は、「コロンビア革命軍（FARC）」から独立したグループで、FARCのリーダー格であるイバン・マルケス氏が所属している。和平交渉の仲裁国はベネズエラとキューバとノルウェーの3カ国。

マドゥロ政権は、「国民解放戦線（ELN）」とコロンビア政府との和平交渉でも仲裁国として中心的な役割を担っており、5月下旬にはカラカスにて1回目の和平合意が交わされるなど、仲裁国として一定の成果をあげている（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1068](#)」）。

表： 6月23日～6月29日に起きた主なイベント

日付		内容
6月	23日 日	CNE 投票証人メンバーの選定規則を修正
	24日 月	カラボボ戦闘記念日 国民の祝日
		コロンビア政府・Segunda Marquetalia カラカスで和平交渉開始
	25日 火	国連 ベネズエラの大統領選に専門家4名を派遣すると発表
	26日 水	ボリビアでクーデター未遂事件
	27日 木	
	28日 金	
	29日 土	

表： 6月30日～7月7日に予定されている主なイベント

日付		内容
6月	30日 日	模擬選挙
7月	1日 月	
	2日 火	
	3日 水	
	4日 木	選挙キャンペーン期間 正式に開始（7月25日まで）
	5日 金	独立記念日 国民の祝日
	6日 土	
	7日 日	

(5) 債券の元利不払い状況

表：ベネズエラ債券の債務不履行額（6月28日時点）

（単位：100万ドル）

種類	債券	満期	利率	各年利払日	元本	利息	合計
国債	国債19	19年10月13日	7.75%	4/13 10/13	2,495	1,353.5	3,848.5
	国債24	24年10月13日	8.25%	4/13 10/13	2,495	1,440.9	3,935.9
	国債25	25年4月21日	7.65%	4/21 10/21	1,600	918.0	2,518.0
	国債26	26年10月21日	11.75%	4/21 10/21	3,000	2,291.3	5,291.3
	国債23	23年7月5日	9.00%	1/5 7/5	2,000	1,170.0	3,170.0
	国債28	28年5月7日	9.25%	5/7 11/7	2,000	1,295.0	3,295.0
	国債18	18年12月1日	7.00%	6/1 12/1	1,000	490.0	1,490.0
	国債20	20年12月9日	6.00%	6/9 12/9	1,500	630.0	2,130.0
	国債34	34年1月13日	9.38%	1/31 7/13	1,500	914.1	2,414.1
	国債31	31年8月5日	11.95%	2/5 8/5	4,200	3,262.4	7,462.4
	国債18	18年8月15日	13.63%	2/15 8/15	300	265.7	565.7
	国債18F	18年8月15日	13.63%	2/15 8/15	752	666.0	1,418.0
	国債22	22年8月23日	12.75%	2/23 8/23	3,000	2,486.3	5,486.3
	国債27	27年9月15日	9.25%	3/15 9/15	4,000	2,405.0	6,405.0
	国債38	38年3月31日	7.00%	3/31 9/31	1,250	568.8	1,818.8
グレースピリオド満了未払					31,092	20,156.7	51,248.7
種類	債券	満期	利率	各年利払日	元本	利息	合計
PDVSA債	PDVSA26	26年11月15日	6.00%	5/15 11/15	4,500	1,890	6,390.0
	PDVSA24	24年5月16日	6.00%	5/16 11/16	5,000	2,100	7,100.0
	PDVSA21	21年11月17日	9.00%	5/17 11/17	2,394	1,508	3,902.2
	PDVSA35	35年5月17日	9.75%	5/17 11/17	3,000	2,048	5,047.5
	PDVSA220	22年2月17日	12.75%	2/17 8/17	3,000	2,486	5,486.3
	PDVSA27	27年4月12日	5.38%	4/12 10/12	3,000	1,129	4,128.8
	PDVSA37	37年4月12日	9.75%	4/12 10/12	1,500	1,024	2,523.8
	PDVSA22	22年10月28日	6.00%	4/28 10/28	3,000	1,260	4,260.0
	PDVSA20	20年10月27日	8.50%	4/27 10/27	1,684	1,002	2,685.7
グレースピリオド満了未払					27,078	14,446.3	41,524.1
	電力債18	18年4月10日	8.50%	4/10 10/10	650.0	359.1	1,009.1
グレースピリオド満了未払					650.0	359.1	1,009.1
合計					58,820	34,962	93,782

（出所）Av Security よりベネインベストメント作成

POINT

仮にゴンサレス候補が大統領に就任したと仮定して、その後のベネズエラに一切の懸念がないかと言われればそんなことはない。

行政以外の公権力は与党系が掌握しており、政権交代後も「国会」「最高裁」「CNE」「倫理評議会」との衝突が予想される。

2. 政権交代後に起こり得る国会との衝突

ベネズエラの大統領選まで1カ月を切った。

今回の選挙は、2018年の大統領選とは違い主要野党も候補者を擁立しており、政権交代の可能性は前回の大統領選よりも高い。今後数年のベネズエラの未来を左右する極めて重要な選挙が最終段階を迎えている。

そんな状況で少し気が早いですが、仮にエドムンド・ゴンサレス候補が当選して、政権交代に至り、25年1月にゴンサレス候補が無事大統領に就任したと仮定して、その後のベネズエラでどのような問題が想定されるのかを考察したい。

ゴンサレス候補は大統領に就任することで「行政」のトップになるが、他の公権力である「立法（国会）」「司法（最高裁）」「選挙（CNE）」「民衆（倫理評議会）」と対峙することになる。

ベネズエラ憲法によると「立法」「司法」「選挙」「民衆」は夫々に独立した権限を有しており、様々な部分で「行政」の行動を留めることが可能。「行政」が野党系に代わったとしても、他の公権力が与党系だと思いうように事が運ばない。

「[2. 政権交代後に起こり得る国会との衝突](#)」では、「立法（国会）」の権限を確認し、ゴンサレス候補が大統領に就任した後に「行政（政府）」と「立法（国会）」との間でどのような問題が起こりうるかについて確認したい。なお、「行政」と「司法（最高裁）」との間に起こりうる問題は別の回で紹介したい。

憲法第187条には以下の通り国会の権限が明記されている（赤字は行政と衝突が起きやすい箇所）。

- (1) 国の管轄事項および国の管轄に属する様々な部門の機能に関して、法律を制定する
- (2) この憲法に定めるところにより、憲法の修正・改正を発議すること
- (3) この憲法と法律で定める条件により、政府および国の行政機関の統制機能を行使すること。この機能の行使において入手した証拠資料は、法律の定める証拠としての価値を有する
- (4) その管轄事項における市民参加を企画し、これを奨励する

POINT

現在の国会（任期21年1月～26年1月）は、与党系議員が絶対多数。

「立法（国会）」は、「行政（政府）」の活動を監視する機能を有しており、様々な場面で政府の活動を止めることが可能。

- (5) 恩赦を布告する
- (6) 国家予算・税制・公的融資に関する全ての法律案を審議し可決する
- (7) 予算に対する追加融資を許可する
- (8) 各大統領任期の初年度の第3四半期に行政より提出される国家経済社会開発計画の一般方針を承認する
- (9) 法律で定める場合において、行政が国益に関する契約を締結することを許可する。外国もしくは外国の公的機関又はベネズエラに住所を有しない団体と、市・州もしくは国が交易に関する契約を締結することを許可する
- (10) 副大統領および大臣に対する不信任の投票を行うこと。不信任案は、国会に提出されて2日を経過した後にのみ審議される。国会は、国会議員の3/5の賛成により、その不信任の投票が副大統領または大臣の罷免を意味する決定を行うことができる
- (11) 国外においてベネズエラ国軍の任務を遂行することを許可し、国内において外国軍の任務遂行を許可する
- (12) 法律で定める例外を除き、国民の私有財産である不動産の収容を行政に許可する
- (13) 公務員が外国政府の職務・栄典または称賛を受けることを許可する
- (14) 検事総長および常任外交使節団長の任命を許可する
- (15) ベネズエラに優れた貢献を成した国民に対して、その死から25年を経過した後に、国立霊廟に祀る栄典の授与を決定すること。この決定は、大統領・州知事の2/3または全ての国立大学の総長の推薦により行うことができる
- (16) 州の利益および自治を監視する
- (17) 大統領が連続5日を超えて国内を不在にする場合、外遊を許可する
- (18) この憲法で定める例外を除き、法律により、行政が締結する国際条約または協定を承認する
- (19) 国会の規則を制定し、そこで定める罰則を適用する
- (20) 国会議員を評価し、その辞職について審議すること。議員の一時的な離職については、出席議員の2/3の賛成投票によってのみ、これを決定することができる
- (21) 国会内の防犯対策を講じる
- (22) 国の財政的制約に留意し、国会の予算支出を決定し、これを執行する
- (23) 国会の機能および運営組織に関する決議を執行する
- (24) この憲法および法律で国会に指定されたその他全ての事項

POINT

政府は「恩赦」「国家予算の承認」「契約・協定の締結」などで、国会の事前承認を得る必要がある。

債務再編で政府が企業・他国らと合意する場面でも国会の承認が必要になる。

大前提だが、現在ベネズエラ国内で有効な国会は2020年の国会議員選で成立した与党議員が絶対多数の国会である。つまり、ゴンサレス新政権は、完全に敵対関係にある国会と対峙する必要がある。

その前提で以下のような問題が起きることが想定される。

ゴンサレス候補は「政治犯の解放」を公約の1つとして掲げている。

憲法236条には「大統領の権限と義務」という項目があり、その中に「恩赦を与える (Conceder indultos)」と明記されている。一方、前述の通り憲法187条には国会の権限として「(5) 恩赦を公布する (Decretar amnistías)」と明記されている。

日本語では同じ「恩赦」だが、「indultos」は「特定の個人が犯した罪を許す行為」で、「amnistías」は「判決を受けているかいないかに関わらず、逮捕者を解放する行為」。この違いがどのように影響するかは定かではないが、政治犯の恩赦で国会を無視することはできないだろう。従って、ゴンサレス候補は容易に恩赦を実行することはできないと思われる。

「(6) 国家予算・税制・公的融資に関する全ての法律案を審議し可決する」

「(7) 予算に対する追加融資を許可する」

にある通り、国会は政府が建てる国家予算や国家計画を承認する権限を有する。

ゴンサレス候補の任期1年目(2025年度)の国家予算は、2024年9～10月頃に作成され、12月下旬に国会が承認することになる。

ベネズエラでは長年政権交代が起きていないため、政権交代する年(2025年)の国家予算を、予算案作成時に政府であるマドゥロ政権が行うのか、それともゴンサレス新政権が作成するのかが不明。どちらにせよ国家予算の作成・承認で問題が起きることが想定される。

「(9) 法律で定める場合において、行政府が国益に関する契約を締結することを許可する」

「(18) この憲法で定める例外を除き、法律により、行政が締結する国際条約または協定を承認する」

は行政が行う契約に関して国会が関与できることを意味する。

POINT

政権交代後、ゴンサレス候補は「債務再編」「IMF との融資」など国家財政を正常な状態に戻すため、他国政府・団体と協議を行い契約を交わす必要がある。

現国会の任期は2021年1月～2026年1月までである。

従って、26年1月より前に債務再編に合意するためには、原則的に現在の与党が絶対多数の国会から承認を得る必要がある。

国会は、副大統領・大臣を解任する権限を有する。

「(10) 副大統領および大臣に対する不信任の投票を行うこと～」

にある通り、国会は議員の3/5の賛成により副大統領および大臣を解任させることができる。

ゴンサレス候補はMCM氏に関して「彼女は政権内で彼女が望むあらゆる役職に就くことが可能」とコメントしているが、彼女が副大統領や外相・財務相・石油相など大臣職に就任した場合、国会から不信任案が出て、強制的に解任される可能性がある。

MCM氏が副大統領・大臣に就任した場合、解任させられる可能性がある。

従って、MCM氏は必ずしも「彼女は政権内で彼女が望むあらゆる役職に就くことが可能」ではないのが実態だろう。

ただし、これらの問題を全て解決する奥の手が存在する。

大統領権限により国会を解散し、国会議員選を即時やり直す方法である。

大統領は国会を解散する権限を有しているが、実行した場合は他の公権力との激しい争いが予見される。

憲法236条「大統領の権限と義務」(21)には、「大統領は国会を解散させることが可能」と明記されている。ゴンサレス候補が大統領就任後に即時国会を解散すれば、国会議員選をやり直すことは技術的には可能である。

ただし、前述の通り、大統領は全能な存在ではない。

大統領には国会を解散する権限があるが、仮にこの手段を用いれば、他の4つの公権力を敵に回すことになる。与党系役員が過半数を占めるCNEが容易にやり直し選挙を受け入れるかは疑問だ。

この手段を用いた場合、「立法」「司法」「選挙」「民衆」との衝突が激化し、場合によってはゴンサレス氏が大統領解任に追い込まれる事態も起こりうるだろう。

3. ベネズエラ債券・経済指標の増減（6月28日時点）

銘柄	利率	満期	BID	ASK	平均	先週比
2018-I	13.625	2018/8/15	17.65	19.4	18.53	0.00
2018-II	13.625	2018/8/15	18.7	20	19.35	0.52
2018	7	2018/12/1	13.5	14.9	14.20	△ 0.70
2019	7.75	2019/10/13	14.05	15.4	14.73	0.00
2020	6	2020/12/9	13.2	14.95	14.08	△ 1.05
2022	12.75	2022/8/23	17.95	19.4	18.68	1.08
2023	9	2023/7/5	15.7	17.15	16.43	△ 0.90
2024	8.25	2024/10/13	15.2	16.55	15.88	1.28
2025	7.65	2025/4/21	15.2	16.4	15.80	1.61
2026	11.75	2026/10/21	18.6	19.2	18.90	1.75
2027	9.25	2027/9/15	17.95	19.05	18.50	△ 0.54
2028	9.25	2028/5/7	16.15	17.4	16.78	0.60
2031	11.95	2031/8/5	17.95	19.2	18.58	△ 0.67
2034	9.375	2034/1/13	18.45	19.6	19.03	0.79
2038	7	2038/3/31	14	15.3	14.65	△ 3.14
電力債 2018	8.5	2018/4/10	7.2	8.55	7.88	1.61

	利率 %	満期	BID	ASK	平均	先週比
2020	8.5	2020/10/27	75.85	77.75	76.80	1.45
2021	9	2021/11/17	12.25	13.5	12.88	2.79
P 2022	12.75	2022/2/17	14.15	15.4	14.78	1.20
D 2022(N)	6	2022/10/28	8.85	10.25	9.55	4.09
V 2024	6	2024/5/16	11.5	12.6	12.05	1.90
S 2026	6	2026/11/15	11.4	12.75	12.08	1.05
A 2027	5.375	2027/4/12	11.5	12.75	12.13	1.46
2035	9.75	2035/5/17	13.35	14.6	13.98	2.19
2037	5.5	2037/4/12	11.5	12.65	12.08	2.55

	百万ドル	先週比
外貨準備	10,214	△ 0.13

為替レート	ボリ／ドル	先週比
両替テーブル	36.45	0.21
並行レート	40.23	△ 1.42

（出所）Avsecurity、ベネズエラ中央銀行、Dolar Today

解説

今週のベネズエラ国債は銘柄により増減が見られた。

一方、PDVSA社債については全ての銘柄で先週比プラスに推移した。

債務再編に向けて債権者グループが弁護士事務所「Orrick, Herrington & Sutcliffe」とアドバイザー契約を締結したと報じられた（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1081](#)」）。

大統領選を受けて、債権者にとってポジティブな変化が生じる可能性は十分あり、債権者グループが準備を進めているということだろう。

為替レートは、公定レート（両替テーブル）はボリバル安に推移。一方、並行レートはボリバル高に推移。両者のレート差は縮小した。

以上